

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

○地籍調査事業計画の変更

(地域復興支援課)

一

○建築士の懲戒処分(三件)

(建築宅地課)

一

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(仙台地方振興事務所)

二

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了(四件)

(建築宅地課)

三

## 教育委員会

○教育委員会定例会の開催

四

## 収用委員会

○大谷川浜大谷川事件裁決手続開始決定の更正決定

四

## 告 示

○宮城県告示第六百七十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十九年年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成二十九年八月一日

宮城県知事

村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称

白石市

二 調査地域

## 変更前

郡山字穴ノ前等三十一単位区域及び鷹巣字荒屋敷前等四十八単位区域

## 三 調査期間

## 変更後

郡山字穴ノ前等三十一単位区域及び鷹巣字荒屋敷前等四十八単位区域(変更無し)

## 変更前

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十九年七月三十一日まで

## 変更後

地籍調査費負担金交付決定の日から平成三十年三月三十一日まで

## ○宮城県告示第六百七十七号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項第一号の規定による処分をしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十九年八月一日

宮城県知事

村 井 嘉 浩

一 懲戒処分をした年月日

平成二十九年七月二十日

二 懲戒処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

伊藤 修 二級建築士 宮城県知事登録第八一四五号

三 懲戒処分の内容

戒告

四 懲戒処分の原因となった事実

建築士法第二十二条の二第二号に規定する二級建築士定期講習を同条の規定により定められた受講期間である平成二十七年三月三十一日までに受講することなく、平成二十七年四月一日から平成二十九年二月十六日まで同法第二十三条第一項に規定する建築士事務所(有限会社丸藤工業)二級建築士事務所(宮城県知事登録第一六二〇一九六号)に属した。

## ○宮城県告示第六百七十八号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項第一号の規定による処分をしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十九年八月一日

宮城県知事

村 井 嘉 浩

一 懲戒処分をした年月日

平成二十九年七月二十日  
 二 懲戒処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

日塔 信也 二級建築士 宮城県知事登録第一〇三〇七号

三 懲戒処分の内容  
 戒告

四 懲戒処分の原因となった事実  
 建築士法第二十二條の二第二号に規定する二級建築士定期講習を同條の規定により定められた受講期間である平成二十七年三月三十一日までに受講することなく、平成二十七年四月一日から平成二十九年二月二十五日まで同法第二十三條第一項に規定する建築士事務所（TSK二級建築士事務所（宮城県知事登録第一七二二〇一六八号）に属した。

○宮城県告示第六百七十九号  
 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十條第一項第一号の規定による処分をしたので、同條第五項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成二十九年八月一日

一 懲戒処分をした年月日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年七月二十日  
 二 懲戒処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

飯野 孝治 二級建築士 宮城県知事登録第一四二三六号

三 懲戒処分の内容  
 戒告

四 懲戒処分の原因となった事実  
 建築士法第二十二條の二第二号に規定する二級建築士定期講習を同條の規定により定められた受講期間である平成二十七年三月三十一日までに受講することなく、平成二十七年四月一日から平成二十九年一月十二日まで同法第二十三條第一項に規定する建築士事務所（飯野建築設計事務所（宮城県知事登録第一二二二〇一四八号）に属した。

○宮城県告示第六百八十号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第十六項の規定により、仙台東土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年八月一日

一 就任した者

宮城県仙台地方振興事務所

所長 加藤 睦 男

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十九年四月一日	佐藤 稔	仙台市若林区三本塚字中谷地二百二十八番地	理事
平成二十九年四月一日	木村 浩市	仙台市若林区荒井字宅地十番地	理事
平成二十九年四月一日	相澤 宏信	仙台市若林区今泉字小在家東七十番地の二	理事
平成二十九年四月一日	齋 久義	仙台市若林区今泉字久保田東三十二番地の三十四	理事
平成二十九年四月一日	庄子 喜朗	仙台市若林区長喜城字御蔵堀十六番地	理事
平成二十九年四月一日	佐藤 善一	仙台市若林区南小泉字梅木二十三番地の二（四十二B十九L）荒井西第二市管住宅九号	理事
平成二十九年四月一日	板橋 利広	仙台市若林区荒井字浜田西六十七番地	理事
平成二十九年四月一日	鈴木 秀一	仙台市若林区飯田字屋敷四番地	理事
平成二十九年四月一日	遠藤 忠	仙台市宮城野区岡田字袋浦十番地	理事
平成二十九年四月一日	瀬戸 剛	仙台市宮城野区岡田字浜通三十八番地の二	理事
平成二十九年四月一日	相澤 英昭	仙台市若林区二木字水神二十六番地	理事
平成二十九年四月一日	阿部 春彦	仙台市若林区蒲町二十一番六号	理事
平成二十九年四月一日	芳賀 正	仙台市宮城野区蒲生字鍋沼四十四番地の二	理事
平成二十九年四月一日	伊藤 憲一	仙台市若林区荒井字礼屋敷五十五番地	理事
平成二十九年四月一日	色川 善勝	仙台市宮城野区福田町四丁目一番十六号	理事
平成二十九年四月一日	丹野 清人	仙台市若林区沖野七丁目三十九番六十五号	理事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十九年三月三十一日	佐藤 稔	仙台市若林区三木塚字中谷地二百二十八番地	理事
平成二十九年三月三十一日	木村 浩市	仙台市若林区荒井字宅地十番地	理事
平成二十九年三月三十一日	相澤 宏信	仙台市若林区今泉字小在家東七十番地の一	理事
平成二十九年三月三十一日	齋 久義	仙台市若林区今泉字久保田東三十二番地の三十四	理事
平成二十九年三月三十一日	庄子 喜朗	仙台市若林区長喜城字御蔵堀十六番地	理事
平成二十九年三月三十一日	佐藤 善一	仙台市若林区南小泉字梅木二十三番地の二(四十二B・九L) 荒井西第二市営住宅九号	理事
平成二十九年三月三十一日	鈴木 秀一	仙台市若林区飯田字屋敷四番地	理事
平成二十九年三月三十一日	遠藤 忠	仙台市宮城野区岡田字寺袋浦十番地	理事
平成二十九年三月三十一日	瀬戸 剛	仙台市宮城野区岡田字浜通三十八番地の一	理事
平成二十九年三月三十一日	芳賀 正	仙台市宮城野区蒲生字鍋沼四十四番地の二	理事
平成二十九年三月三十一日	芳賀 健一	仙台市若林区大和町一丁目五番三号	理事
平成二十九年三月三十一日	熊坂 利美	仙台市若林区荒井字四ツ谷東十四番地	理事
平成二十九年三月三十一日	渡邊 権哉	仙台市若林区上飯田二丁目二十四番五十九号	理事
平成二十九年三月三十一日	伊藤 憲一	仙台市若林区荒井字札屋敷五十五番地	理事
平成二十九年三月三十一日	色川 善勝	仙台市宮城野区福田町四丁目一番十六号	理事
平成二十九年三月三十一日	山田 一雄	仙台市若林区沖野二丁目十一番十五号	理事

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年八月一日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 岩沼市下野郷字東北谷地一番一、一番五  
 福島県南相馬市鹿島区鹿島字石川内四十四番地  
 アルス土地建物株式会社

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年八月一日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 東松島市大曲字横沼四番一  
 東松島市大曲字堺堀百八十一番地  
 五野井嘉男

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年八月一日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 宮城郡利府町加瀬字十三塚一番一、六番、七番、  
 十八、二十二番、二十三番三、二十四番七、三十  
 四番二、三十六番四、四十番三  
 仙台市青葉区花京院二丁目一番九号  
 株式会社東北パートナーズT・bird

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

<p>一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称</p> <p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）</p> <p>亶理郡山元町小平字北九十三番一の一部</p> <p>仙台市若林区卸町五丁目一番地の四 株式会社五十嵐商会</p> <p>大阪府大阪市北区松ヶ枝町七番二十二号高橋ビル東六号館 京浜ハイフロー販売株式会社</p>	<p>六 問い合わせ先</p> <p>仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）</p> <p><b>収用委員会</b></p> <p>〇宮城県収用委員会告示第29号 平成29年3月6日付けで当委員会が行った大谷川地区海岸改修工事（宮城県石巻市大谷川浜小浜山地区内から同市大谷川浜二重坂地内まで）及び県道女川牡鹿線改築工事（宮城県石巻市大谷川浜小浜山地区内から同市大谷川浜二重坂地内まで）（大谷川浜大谷川事件）に係る裁決手続開始決定について、平成29年7月24日付けで別紙のとおり更正する。</p> <p>（注）別紙は、宮城県収用委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則（平成元年宮城県規則第45号）に規定する県の執務時間とする。 平成29年8月1日 宮 城 県 収 用 委 員 会</p>
<p><b>教育委員会</b></p> <p>〇宮城県教育委員会告示第十四号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。</p> <p>なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。</p> <p>平成二十九年八月一日</p> <p>宮城県教育委員会 教育長 高 橋 仁</p> <p>一 日 時 平成二十九年八月九日 午後一時三十分</p> <p>二 場 所 教育委員会会議室</p> <p>三 事 件</p> <p>第一号議案 職員の人事について</p> <p>第二号議案 平成二十九年年度政策評価・施策評価について</p> <p>第三号議案 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について</p> <p>第四号議案 第二期県立特別支援学校教育環境整備計画について</p> <p>第五号議案 宮城県スポーツ推進審議会委員の人事について</p> <p>第六号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について</p> <p>四 傍聴者の定員 十二人</p> <p>五 傍聴手続</p> <p>1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。</p> <p>2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。</p>	